

都道府県別総合事務所等の設置状況

兵庫県調査「総合事務所の設置状況について」より抜粋

都道府県	総合事務所の設置状況（平成19年4月1日現在）（※1）										備考	
	設置の有無	名称	現 状									主な所管事務（※2）
			行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林		
北海道	○	支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森	○	地域県民局	△	○	△	○	○	○	△	○	○	⑱～：3地域県民局（一部地域）から6地域県民局（全県域）に再編
岩手	○	広域振興局 地方振興局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑱～：12地方振興局を1広域振興局6地方振興局に統合再編 * 広域振興局内に3総合支局を設置
宮城	○	地方振興事務所	○	×	○	○	×	×	○	○	×	⑯～：地方振興事務所を設置
秋田	○	地域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮～：地域振興局を設置
山形	○	総合支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：4総合支庁を設置
福島	×											
茨城	○	地方総合事務所	○	×	×	○	×	○	○	○	×	⑰～：8地方福祉事務所を4地方総合事務所に再編統合
栃木	×											
群馬	○	県民局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑰～：行政事務所や保健福祉事務所、農業総合事務所等を再編し、総合出先機関である5県民局を設置 ⑲～：児童相談所を県民局の機関から本庁直轄に再編
埼玉	×											
千葉	×											⑯～：総合出先機関である10支庁を廃止し、地域密着型の業務に限定した5県民センターに再編 ※県民センター所管事務：各種相談、申請、届出
東京	○	支庁	○	○	×	○	×	○	○	○	○	大島：大正15年7月 八丈：大正15年7月 三宅：昭和18年4月 小笠原：昭和43年6月
神奈川	○	地域県政総合センター	○	×	○	○	×	×	○	○	×	⑰～：地区行政センターに商工労働センターなどを統合し、6地域県政総合センターを設置
新潟	○	地域振興局	×	○	×	○	○	○	△	○	○	⑭：佐渡に地域振興局を設置 ⑯：佐渡に加え、9地域に地域振興局を設置（計10局） ⑱：更に2地域に地域振興局を設置（計12局）し、県内全域が地域振興局体制に移行
富山	×											
石川	○	総合事務所	○	○	○	×	○	○	○	×	×	⑫～：総合事務所（中能登、奥能登）を設置
福井	○	振興局	×	○	×	○	○	○	×	○	○	⑧～：嶺南振興局を設置
山梨	×											⑬：5地域振興局を設置 ⑱～：地域振興局を廃止し、単独事務所に再編
長野	○	地方事務所	○	○	○	○	×	○	○	○	×	S17-17所、S43-1所廃止、S61-12所へ再編、H元-10所へ再編
岐阜	○	振興局	○	×	○	○	×	○	○	×	×	⑱～：地域振興局を福祉及び産業労働の機能を総合的に所管する振興局に再編
静岡	×											⑰～：県行政センターを廃止し、地域支援局、地域防災局、県民生活センターを設置
愛知	○	事務所	○	×	○	○	○	○	○	×	×	⑭：地方機関を再編
三重	×											⑱～：総合事務所である県民局を見直し、事務所体制に移行
滋賀	○	振興局 地域振興局 県事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑰～：6地域振興局を1振興局、3地域振興局、1県事務所に統合再編
京都	○	広域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑯～：12地方振興局を4広域振興局に統合再編

都道府県	総合事務所の設置状況（平成19年4月1日現在）（※1）											
	設置の有無	名称	現 状									備考
			主な所管事務（※2）									
			行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林	土木	
大阪	×											
兵庫	○	県民局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：6県民局を10県民局に再編するとともに、地方機関を県民局に統合再編し、総合事務所化を図った。
奈良	×											
和歌山	○	振興局	×	×	×	○	○	○	○	○	○	⑱～：振興局内の税務部門を県税事務所に集約し、本庁直轄組織に再編
鳥取	○	総合事務所	×	○	○	○	○	○	○	○	○	⑬～：日野総合事務所を設置 ⑮～：中部、西部総合事務所を設置 ⑱～：東部、八頭総合事務所を設置
島根	○	県民センター	○	○	×	×	×	×	○	×	×	⑱～：6総合事務所を2県民センターに統合再編
		支庁	○	○	×	○	○	×	×	○	○	
岡山	○	県民局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	⑰～：9地方振興局を3県民局と6支局に再編
広島	○	地域事務所	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
山口	×											
徳島	○	総合県民局	○	○	△	○	○	○	△	○	○	⑰～：県南部(⑰)、県西部(⑱)の地方機関を統合再編し、総合県民局を設置
香川	○	総合事務所	×	○	×	○	○	○	×	○	○	⑭～：出先機関の再編整備に伴い小豆区域内の小規模出先機関(7機関)を統合し、総合事務所化
愛媛	○	地方局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知	×											
福岡	×											
佐賀	×											
長崎	○	振興局 地方局	×	○	×	×	×	×	×	○	○	
熊本	○	地域振興局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑫～：地域振興局を設置
大分	○	振興局	○	×	×	×	×	×	○	○	×	⑱～：12地方振興局を6振興局に統合再編 * 地方振興局が廃止された地域は4年間に限り、事務所を配置
宮崎	○	支庁	○	×	×	△ 自然公園	×	○	△ 商工業	○	○	S25～：支庁を設置
鹿児島	○	地域振興局 支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑲～：県内を7つに区分し、84地方機関を5つの地域振興局と2つの支庁に集約・再編
沖縄	○	支庁	×	○	○	○	○	○	○	○	○	S47.5～：本土復帰時に設置

※1 「総合事務所」とは、地方自治法第155条第1項の規定により設置された地方機関とする。

※2 主な所管事務の内容は次のとおりとする。

行財政指導＝管内市町村の行財政指導・調整 など

税 務＝県税の賦課徴収に関する事務、納税相談 など

県民生活＝青少年健全育成、消費生活情報の提供、生涯学習活動、芸術・文化活動の支援 など

環 境＝大気汚染防止、水質汚濁防止などの公害防止、廃棄物対策、自然公園の保全 など

保 健＝健康づくり、栄養指導、老人保健、母子保健 など

福 祉＝生活保護、身体・知的障害者福祉、老人福祉など

商工労働＝商工会議所・商工会への支援などの商工業の振興、しごと情報の提供、労働相談等の雇用施策の推進

農 林＝農林業の振興、地域の農林業振興計画づくり、農林技術の普及、森林整備、治山事業 など

土 木＝道路・河川・港湾など公共土木施設の整備・管理 など